

## 新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（令和2年10月5日～10月11日）

## 1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

(1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
中国	201	828	1,029
ベトナム	747	143	890
韓国	85	381	466
フィリピン	84	241	325
米国	159	129	288
台湾	101	179	280
タイ	205	36	241
インド	39	180	219
ネパール	28	171	199
ブラジル	48	59	107
その他	439	669	1,108
合計	2,136	3,016	5,152

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	2	27	29
	経営・管理	19	162	181
	技術・人文知識・国際業務	273	368	641
	企業内転勤	13	57	70
	介護	0	0	0
	特定技能	7	13	20
	技能実習	551	23	574
	短期滞在	288	0	288
	留学	357	494	851
	研修	6	0	6
	家族滞在	122	378	500
	その他	192	314	506
	小計	1,830	1,836	3,666
入管法 別表第2	永住者	4	747	751
	日本人の配偶者等	180	225	405
	永住者の配偶者等	44	48	92
	定住者	78	160	238
	小計	306	1,180	1,486
合計	2,136	3,016	5,152	

## 注意

1. 特段の事情による入国者には、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来再開」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したものが含まれる。

2. 「中国」には香港、マカオを含む（以下同じ）。

3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である（以下同じ）。

4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である（以下同じ）。

5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である（以下同じ）。

(2) 乗員上陸許可者数

米国	1,317
フィリピン	785
インド	209
インドネシア	165
オランダ	155
フランス	114
中国	97
カナダ	87
ドイツ	73
英国	57
その他	682
合計	3,741

2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
0	5	5

(参考) 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等による入国者数

ア 国籍・地域別

	新規入国	再入国	合計
ベトナム	638	2	640
タイ	178	1	179
ミャンマー	144	0	144
カンボジア	128	0	128
モンゴル	96	0	96
台湾	65	0	65
韓国	40	0	40
マレーシア	18	0	18
フランス	16	0	16
米国	11	0	11
その他	90	1	91
合計	1,424	4	1,428

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	1	0	1
	経営・管理	8	1	9
	技術・人文知識・国際業務	260	1	261
	企業内転勤	13	0	13
	介護	0	0	0
	特定技能	30	2	32
	技能実習	810	0	810
	短期滞在	118	0	118
	留学	97	0	97
	研修	0	0	0
	家族滞在	55	0	55
	その他	32	0	32
	合計	1,424	4	1,428

注：「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）の2に基づく入国及び「国際的な人の往来再開」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国による入国者数を計上。

なお、「国際的な人の往来の再開等」の2及び「国際的な人の往来再開」に基づく入国者には、上記1（1）に含まれない場合があるため、（参考）としている。